

北海道苦情審査委員制度のお知らせ

○苦情審査委員制度ってなに？

北海道（以下、道という）が行った業務や制度の内容を審査する制度が、苦情審査委員制度といえます。

皆さん自身の利害に関する苦情であれば「苦情審査委員」に申立てができます。皆さんに代わって「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し必要な調査などを行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題がある場合は、道の機関に是正や改善を求めます。

また、個人情報の保護にも十分配慮いたしますので、安心して申立てをすることができます。

○申立て方法

「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出していただきます。

申立て方法および申立書は道ホームページを以下の手順で進んでいただき、ご確認ください。

〈手順〉

- ①道トップページ「ご案内」のお問い合わせ・相談窓口を選択
- ②「その他のお問い合わせ・各種相談窓口」の苦情審査委員の窓口を選択
- ③「苦情審査に関すること」の苦情申立の窓口を選択
- ④「苦情申立の窓口」の苦情の申立てについて（申立書はこちら）を選択
- ⑤「苦情申立書の入手方法」から、申立書のダウンロードが可能になります



お問い合わせ先：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合政策部知事室道政相談センター

電話：011-204-5523（直通） F A X：011-241-8181 メール：kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

宗谷総合振興局 総務課 電話 0162-33-2517

気 象 台 一 口 メ モ

「気象台からのコメント」 をご利用ください



気象庁ホームページでは「気象台からのコメント」というコーナーがあります。このコーナーは、担当の予報官が5日先までの気象予想の中で、皆さんに特に留意していただきたい事柄をお知らせするものです。例えば、「宗谷地方では、◎日に暴風警報を発表する可能性があります」、「◎日は屋根からの落雪に注意してください」など、詳しくわかりやすい文書としています。また、留意事項がない場合は簡潔に「警報を発表する予定はありません」とコメントするなど、今後の気象に関する留意事項がメリハリ良く把握できるよう工夫していますのでぜひご利用ください。表示方法は、気象庁ホームページのトップページで「防災情報」を選び、右下の「表示をカスタマイズする」→左下の「歯車マーク」→「気象台からのコメント」→左下の「歯車マーク」でご覧になれます。スマートフォンをご利用の場合は、次の二次元バーコードからどうぞ。 →



お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話 0162-23-2679

令和5年歌会始のお題と詠進歌のお知らせ

歌会始とは

人が集まって共通の題で歌を詠み、その歌を披講する会を歌会といえます。

「歌会始」は、毎年1月に宮中で行われ、広く一般から詠進（自作の短歌）する国民参加の文化行事です。

お題 友

※「友」の文字が詠み込まれていればよく、「友人」、「友友」、「友好」のような熟語にしても差し支えありません

詠進歌の詠進要領（概要）

- ・詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- ・用紙は半紙（習字用）とし、毛筆で自筆してください。書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別、職業を縦書きで書いてください。無職の場合は「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。なお、主婦の場合は「主婦」と書いても差し支えありません。病気や身体の障がいのため自書することができない場合は、代筆やパソコンの使用も可能です。視覚障がいの方は点字で詠進しても差し支えありません。

郵便の宛先

〒100-8111 宮内庁

※封筒に詠進歌と書き添えてください

詳しくは宮内庁ホームページの詠進要領をご確認ください。

<https://www.kunaicho.go.jp/>

